

都市計画区域内の土地に係る有償譲渡届出制度

公有地の拡大の推進に関する法律第4条

柳井都市計画区域内で次のいずれかに該当する土地を有償譲渡する場合、土地所有者は柳井市長に対し届出をしなければなりません。

- (1) 都市計画決定された施設（道路、公園等）の区域内にある面積 100 ㎡以上の土地
- (2) 面積 10,000 ㎡以上の土地

* 旧大島町の区域は都市計画区域でないため、本制度の対象となりません。

●届出の方法

- ✓ 「土地有償譲渡届出書」に必要事項を記入（押印不要）の上、PDF等の電子形式で作成した書類をメールにて提出してください。（電子形式での作成が困難な場合は郵送可）
- ✓ 添付書類として届出に係る土地の位置及び形状を明らかにした次のものを添付してください。
 - 1 位置図（縮尺 10,000 分の 1～2,500 分の 1 程度のもの）
 - 2 公図（不動産登記法第 14 条地図又は地図に準ずる図面）の写し

●届出の時期

- ✓ 有償譲渡が具体化し、相手方や譲渡の予定価格がほぼ決まったときに届け出てください。
- ✓ 都市計画法第 29 条に基づく開発許可を受けようとする場合は、必ず開発許可手続に先立って届け出てください。（開発許可済みの土地は、届出不要となります。）

●届出に対する通知等

- ✓ 届出書を受理した日から 3 週間以内に、市から書面により買取りの協議を希望する地方公共団体等の有無を通知します。
- ✓ 買取りの協議を希望する地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等と土地の買取りについて協議をしていただくことになります。

●譲渡の制限

- ✓ 届出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体等がない旨を通知されるまでは、土地の譲渡はできません。
- ✓ 買取りの協議を希望する地方公共団体がある旨を通知された場合は、通知がなされた日から 3 週間は土地の譲渡はできません。ただし、その期間中に協議が成立しないことが明らかになった場合はその時点までとなります。

●罰則規定

- ✓ 届出を行わなかった場合や譲渡が制限される期間内に譲渡をした場合は 50 万円以下の過料に処される場合があります。

★お問い合わせ

柳井市 建設部 都市計画課 電話 0820-22-2111 内線231、232

E-mail toshikeikaku@city-yanai.jp

都市計画区域内の土地に係る買取希望申出制度

公有地の拡大の推進に関する法律第5条

柳井都市計画区域内の面積100㎡以上の土地を県や市町村等の公的機関（地方公共団体等）に対し売渡しを希望する場合、土地所有者は柳井市長に対し買取りの希望を申し出ることができます。

* 旧大畠町の区域は都市計画区域でないため、本制度の対象となりません。

●申出の方法

- ✓ 「土地有償譲渡届出書」に必要事項を記入（押印不要）の上、PDF等の電子形式で作成した書類をメールにて提出してください。（電子形式での作成が困難な場合は郵送可）
- ✓ 添付書類として申出に係る土地の位置及び形状を明らかにした次のものを添付してください。
 - 1 位置図（縮尺10,000分の1～2,500分の1程度のもの）
 - 2 公図（不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面）の写し
 - 3 登記事項証明書の写し、地積測量図の写し

●申出の時期

- ✓ 当該土地の地方公共団体等への売渡しを希望する時に申し出てください。

●申出に対する通知等

- ✓ 申出書を受理した日から3週間以内に、市から書面により買取りの協議を希望する地方公共団体等の有無を通知します。
- ✓ 買取りの協議が希望する地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等と土地の買取りについて協議をしていただくことになります。

●譲渡の制限

- ✓ 申出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体等がない旨を通知されるまでは、土地の譲渡はできません。
- ✓ 買取りの協議を希望する地方公共団体がある旨を通知された場合は、通知がなされた日から3週間は土地の譲渡はできません。ただし、その期間中に協議が成立しないことが明らかになった場合はその時点までとなります。

●罰則規定

- ✓ 譲渡が制限される期間内に譲渡をした場合は50万円以下の過料に処される場合があります。

★お問い合わせ

柳井市 建設部 都市計画課 電話 0820-22-2111 内線231、232

E-mail toshikeikaku@city-yanai.jp